

自動車税・自動車取得税の減免(免除)制度について



茨城県

茨城県では、心身に障害のある方が使用(所有)する自動車、心身に障害のある方のためにこの方と生計を一にする方が使用(所有)する自動車、又は心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税・自動車取得税を減免(免除)する制度を設けています。

なお、減免の対象となる自動車は、障害者の方1人につき1台(軽自動車を含む。)です。

お手元に身体障害者手帳等をご用意のうえ、下記をご確認ください。



手帳等の交付日の確認(下記期日までに交付されている必要があります。)

現在お持ちの車について減免を受ける場合・・・平成24年3月31日まで
新たに取得する車の減免を受ける場合・・・自動車登録の日まで



障害等級等の確認

は障害のある方本人または生計を一にする方が運転する場合に対象となります。
は障害のある方本人が運転する場合に限り対象となります。

身体障害者手帳		1級	2級	3級	4級	5級	6級
障害の区分							
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声機能障害 (こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害)							
上肢障害							
下肢障害							
体幹機能障害							
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢 機能 移動 機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸機能障害							
小腸機能障害							
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害							
肝臓機能障害							

精神障害者保健福祉手帳
障害等級が1級で、自立支援医療受給者証(精神通院)もしくは医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方、または当該障害の治療のために通院をしている方。
療育手帳
判定が 最重度(A) または 重度 A

戦傷病者手帳										
障害の区分	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	第4 項症	第5 項症	第6 項症	第1 款症	第2 款症	第3 款症
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
音声機能障害 (こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能 又はそしゃく障害)										
上肢障害										
下肢障害										
体幹機能障害										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸機能障害										
小腸機能障害										

等級欄の記載について
旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

上記以外の障害名(胸かく形成術による胸かくの変形など)や等級の記載がある手帳をお持ちの方は、各県税事務所までお問い合わせ下さい。

- 身体障害者手帳の等級について -

障害名が2つ以上の場合には、手帳に記載されている障害名の等級のいずれかが該当することが必要です。ただし、障害名が同一の障害区分で重複する場合には、総合等級で判定することになります。
(例) 障害名が右股関節7級、右膝関節7級の場合は、総合等級6級が「下肢障害の6級」となり、障害者の方が運転する場合に限り、減免になります。




自動車の所有者(納税義務者)をご確認ください。

自動車の所有者	障害者本人又は障害者と生計を一にする方(同居家族等)
---------	----------------------------



申請方法をご確認ください。(自動車を運転される方により書類が異なります。)

1 減免の条件・申請方法について	2 ~ 4 ページ
自動車運転するのはどなたですか？	
 障害者本人が運転する(「本人運転」)	2 ページ
障害者と生計を一にする家族が運転する(「家族運転」)	3 ページ
障害者を週に3日以上介護する者が運転する(「常時介護者運転」)	4 ページ
2 減免申請書の記入方法について	5 ページ
3 納税証明書・お問い合わせ先について	6 ページ

1 減免の条件・申請方法について

本人運転

障害者本人が運転する自動車が該当します。
減免を受けられる自動車は障害者1人につき1台(軽自動車を含む。)に限られます。
リース自動車, 事業用自動車(緑ナンバー, 黒ナンバー)は減免対象になりません。

現在お持ちの車の場合(自動車税)

- 必要なもの**
- 1 身体障害者手帳等(コピー不可)
(3月31日までに交付されたもの)
精神障害者保健福祉手帳(1級)により減免申請する方は、減免申請書に記載の(1)~(3)いずれかの書類も必要です。
 - 2 障害者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
 - 3 納税義務者の印鑑(認印可)
 - 4 自動車税減免申請書(左ページに添付)
 - 5 生計を一にすることを示す書類(以下参照)
障害者が自動車を所有する場合は不要
 - 6 納税通知書(5月上旬に自動車の所有者へ発送しています。)又は車検証の写し

申請時期
4月1日 ~ 5月31日(納期限)
納期限が変更されている場合は、その納期限まで申請可能。
期限を過ぎると、当該年度は減免できません。
翌年度分以降の減免申請は、通年で受け付けています。

申請場所
管轄県税事務所(支所を含む。)
6ページの問い合わせ先をご覧ください。
右の自動車税分室では受付できません。

新たに取得した車の場合(自動車税・自動車取得税)

- 必要なもの**
- 1 身体障害者手帳等(コピー不可)
(自動車登録の日までに交付されたもの)
精神障害者保健福祉手帳(1級)により減免申請する方は、減免申請書に記載の(1)~(3)いずれかの書類も必要です。
 - 2 障害者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
 - 3 納税義務者の印鑑(認印可)
 - 4 自動車税減免申請書(左ページに添付)
 - 5 生計を一にすることを示す書類(以下参照)
障害者が自動車を所有する場合は不要
 - 6 車検証の写し

(既に減免されている自動車(軽を含む)がある場合)
7 減免となっていた車をまっ消・移転登録したことを証する書類(初めて減免申請する際は不要)
自動車取得税を伴う減免申請後、1年間は永久抹消登録をしなければなりません(盗難や事故の場合を除く)。
同一住所の方へ移転登録した場合には減免になりません。

申請時期
自動車を登録した日から30日以内
登録日の翌日以降の申請は、登録時に納付が必要です。
申請後、納付分が還付されます。

申請場所

水戸ナンバー	水戸自動車税分室	Tel 029-247-1297
土浦・つくばナンバー	土浦自動車税分室	Tel 029-842-7812

(注)中古車の取得時に自動車税及び自動車取得税がかからない場合には、住所地を担当する県税事務所へ申請してください。

5 生計を一にすることを示す書類(発行3ヵ月以内のもの) (次の から までのいずれか)

障害者と住所が同じである場合

- ・住民票(障害者、納税義務者及び運転者が記載されているもの)
- ・世帯が分かれている場合は、それぞれの住民票が必要

障害者と住所が違う場合(扶養関係書類あり)

- ・障害者の住民票
- ・扶養関係を示す書類

(例 健康保険証, 源泉徴収票, 確定申告書等の写し)

障害者と住所が違う場合(扶養関係書類なし)

- ・障害者の住民票
- ・障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍(謄本又は抄本)(3親等以内の親族に限ります。)
- ・生計同一確認書 県税事務所の窓口に様式があります。(半径2km以内の区域に居住していることを記載していただきます。なお、同一大字内の場合は提出不要です。)

申請後、毎年必要な手続き

障害者と生計を一にする家族が納税義務者の場合には、毎年12月~1月に、県税事務所から納税義務者あてに「**自動車税減免に係る定期調査書**」が送付されます。必要事項を記入し、すみやかに管轄県税事務所へ提出してください(変更がなければ、減免が継続されます)。
障害者本人が自動車の所有者(納税義務者)の場合には、この手続きは必要ありません。



減免が解除となる場合
申請時と変更が生じた場合には、減免が解除となり、改めて減免申請を行うことが必要です。
(例) ・ 減免を受けている自動車を別の自動車に変更する場合
・ 納税義務者や障害者の住所や障害等級などに変更があった場合
・ 茨城県外へ引っ越した場合(すみやかにナンバー変更を行ってください。なお、減免手続き等については引越し先の都道府県にご確認ください。)

家族運転

障害者が通院や通学、通所等に使用するために、生計を一にする家族が運転する自動車該当します。減免を受けられる自動車は障害者1人につき1台(軽自動車を含む。)に限られます。障害者が、福祉施設等に入所している場合は、一定の条件(送迎回数等)がありますので、下段をご覧ください。リース自動車、事業用自動車(緑ナンバー、黒ナンバー)は減免対象になりません。

現在お持ちの車の場合(自動車税)**必要なもの**

- 1 身体障害者手帳等(コピー不可)
(3月31日までに交付されたもの)
精神障害者保健福祉手帳(1級)により減免申請する方は、減免申請書に記載の(1)~(3)いずれかの書類も必要です。
- 2 運転者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
- 3 納税義務者の印鑑(認印可)
- 4 自動車税減免申請書(左ページに添付)
- 5 生計を一にすることを示す書類(以下参照)
- 6 納税通知書(5月上旬に自動車の所有者へ発送しています。)又は車検証の写し

申請時期**4月1日~5月31日(納期限)**

納期限が変更されている場合は、その納期限まで申請可能。
期限を過ぎると、当該年度は減免できません。
翌年度分以降の減免申請は、通年で受け付けています。

申請場所

管轄県税事務所(支所を含む。)
6ページの問い合わせ先をご覧ください。
右の自動車税分室では受付できません。

新たに取得した車の場合(自動車税・自動車取得税)**必要なもの**

- 1 身体障害者手帳等(コピー不可)
(自動車登録の日までに交付されたもの)
精神障害者保健福祉手帳(1級)により減免申請する方は、減免申請書に記載の(1)~(3)いずれかの書類も必要です。
- 2 運転者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
- 3 納税義務者の印鑑(認印可)
- 4 自動車税減免申請書(左ページに添付)
- 5 生計を一にすることを示す書類(以下参照)
- 6 車検証の写し

(既に減免されている自動車(軽を含む)がある場合)

- 7 減免となっていた車をまっ消・移転登録したことを証する書類(初めて減免申請する際は不要)
自動車取得税を伴う減免申請後、1年間は永久抹消登録をしなければなりません(盗難や事故の場合を除く)。
同一住所の方へ移転登録した場合には減免になりません。

申請時期

自動車を登録した日から30日以内

登録日の翌日以降の申請は、登録時に納付が必要です。
申請後、納付分が還付されます。

申請場所

水戸ナンバー	水戸自動車税分室	Tel 029-247-1297
土浦・つくばナンバー	土浦自動車税分室	Tel 029-842-7812

(注)中古車の取得時に自動車税及び自動車取得税がかからない場合には、住所地を担当する県税事務所へ申請してください。

5 生計を一にすることを示す書類(発行3ヵ月以内のもの) (次の から までのいずれか)**障害者と住所が同じである場合**

・住民票(障害者、納税義務者及び運転者が記載されているもの)

世帯が分かれている場合は、それぞれの住民票が必要

障害者と住所が違う場合(扶養関係書類あり)

・障害者の住民票
・扶養関係を示す書類
(例 健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し)

障害者と住所が違う場合(扶養関係書類なし)

・障害者の住民票
・障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍(謄本又は抄本)
(3親等以内の親族に限ります。)
・生計同一確認書 県税事務所の窓口に様式があります。
(半径2km以内の区域に居住していることを記載していただきます。
なお、同一大字内の場合は提出不要です。)

障害者の方が福祉施設へ入所している場合

障害者の方が福祉施設へ入所し、週に1回(又は月に4回)以上、通院や一時帰宅等のために、障害者と生計を一にする方(3親等以内の親族に限ります。)が運転する場合は、減免申請できます。

添付書類(必要なもの1~4及び6に加えて)

・福祉施設の一時的帰宅等証明書(申請書の裏面)
・障害者の住民票
・扶養関係を示す書類(健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等)又は施設入所申込書等の写し又は障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍(謄本又は抄本)

申請後、毎年必要な手続き

毎年12月~1月に、県税事務所から納税義務者あてに「**自動車税減免に係る定期調査書**」が送付されます。必要事項を記入し、すみやかに管轄県税事務所へ提出してください。(申請時と変更がない場合は、減免が継続されます。)

**減免が解除となる場合**

申請時と変更が生じた場合には、減免が解除となり、改めて減免申請を行うことが必要です。

- (例) ・ 減免を受けている自動車を別の自動車に変更する場合
・ 納税義務者や障害者の住所や障害等級などに変更があった場合
・ 茨城県外へ引っ越した場合(すみやかにナンバー変更を行ってください。なお、減免手続き等については引越し先の都道府県にご確認ください。)

常時介護者運転

障害者のため(通院や通学、通所等を含む)に、週に3日以上介護している方(常時介護者)が運転する自動車が該当します。対象は、**障害者のみの世帯又は70歳以上の方(もしくは未成年者)と障害者のみ**で構成する世帯となります。対象自動車は、上記に該当する世帯の方が所有するものに限られます(常時介護者の所有する自動車は対象となりません)。減免を受けられる自動車は障害者1人につき1台(軽自動車を含む。)に限られます。リース自動車、事業用自動車(緑ナンバー、黒ナンバー)は減免対象になりません。

現在お持ちの車の場合(自動車税)

必要なもの

- 1 身体障害者手帳等(コピー不可)
(3月31日までに交付されたもの)
精神障害者保健福祉手帳(1級)により減免申請する方は、減免申請書に記載の(1)~(3)いずれかの書類も必要です。
- 2 常時介護者(運転者)の運転免許証
(コピー可・免許証両面)
- 3 納税義務者の印鑑(認印可)
- 4 自動車税減免申請書(左ページに添付)
- 5 常時介護証明書(以下参照)
- 6 納税通知書(5月上旬に自動車の所有者へ発送しています。)又は車検証の写し

申請時期

4月1日～5月31日(納期限)

納期限が変更されている場合は、その納期限まで申請可能。
期限を過ぎると、当該年度は減免できません。
翌年度分以降の減免申請は、通年で受け付けています。

申請場所

管轄県税事務所(支所を含む。)
6ページの問い合わせ先をご覧ください。
右の自動車税分室では受付できません。

新たに取得した車の場合(自動車税・自動車取得税)

必要なもの

- 1 身体障害者手帳等(コピー不可)
(自動車登録の日までに交付されたもの)
精神障害者保健福祉手帳(1級)により減免申請する方は、減免申請書に記載の(1)~(3)いずれかの書類も必要です。
- 2 常時介護者(運転者)の運転免許証
(コピー可・免許証両面)
- 3 納税義務者の印鑑(認印可)
- 4 自動車税減免申請書(左ページに添付)
- 5 常時介護証明書(以下参照)
- 6 車検証の写し

(既に減免されている自動車(軽を含む)がある場合)

- 7 減免となっていた車をまっ消・移転登録したことを証する書類(初めて減免申請する際は不要)
自動車取得税を伴う減免申請後、1年間は永久抹消登録をしなければなりません(盗難や事故の場合を除く)。
同一住所の方へ移転登録した場合には減免になりません。

申請時期

自動車を登録した日から30日以内

登録日の翌日以降の申請は、登録時に納付が必要です。
申請後、納付分が還付されます。

申請場所

水戸ナンバー	水戸自動車税分室	Tel 029-247-1297
土浦・つくばナンバー	土浦自動車税分室	Tel 029-842-7812

(注)中古車の取得時に自動車税及び自動車取得税がかからない場合には、住所地を担当する県税事務所へ申請してください。

5 常時介護証明書(発行3ヵ月以内のもの)

申請先
障害者の居住する市町村の福祉担当課
必要書類
使用目的を証する書類
(例 通院証明書、通学証明書等)
詳しくは各市町村へお問い合わせください。

申請後、毎年必要な手続き

毎年12月～1月に、県税事務所から納税義務者あてに「**自動車税減免に係る定期調査書**」が送付されます。必要事項を記入し、すみやかに管轄県税事務所へ提出してください。
(申請時と変更がない場合は、減免が継続されます。)

減免が解除となる場合

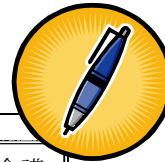
申請時と変更が生じた場合には、減免が解除となり、改めて減免申請を行うことが必要です。

- (例) ・ 減免を受けている自動車を別の自動車に変更する場合
・ 納税義務者や障害者の住所や障害等級などに変更があった場合
・ 茨城県外へ引っ越した場合(すみやかにナンバー変更を行ってください。なお、減免手続き等については引越し先の都道府県にご確認ください。)



2 減免申請書の記入方法について

(記入例)



記入に必要なもの

- 1 印鑑
- 2 障害者手帳
- 3 運転免許証
- 4 車検証

納税義務者(自動車の名義人)について記入してください。押印が必要です。

初めて減免申請する場合は「無」を、車を乗り換える場合は「有」を で囲み、登録番号を記入してください。

障害者手帳を確認のうえ、障害者ご自身について記入してください。

運転する方の運転免許証を確認のうえ、記入してください。

記入不要です。
(県税事務所確認欄)

申請前に納付したときは、納付額を後日還付します。納税義務者の口座を記入してください。納税義務者以外の口座へは、還付できませんので、ご注意ください。

様式第110号の3

(表)

本人	家族	施設	介護
----	----	----	----

受付印

自動車税・自動車取得税減免(減額)申請書(障害者に係るもの)

茨城県 県税事務所長 殿 24年 5月 20日提出

納税義務者	住所 (〒 310-8555) 水戸市笠原町 978-6	自動車登録番号 (ナンバープレート) 水戸 上浦・つくば 599 さ 1234
	氏名 (フリガナ イバラキ タロウ) 押印 茨城 太郎	減免を受けている 自動車の有無及び 自動車登録番号 水戸 上浦・つくば 599-9999 3 3 3 (抹消 移転)
	電話(029)301-1111 年齢50歳	障害者との関係 夫

障害者の 使用目的	1 通学 2 通院 3 通所 4 生業(自営、通勤) (生業の内容)	通学・通院・通所・勤務先 茨城医院
--------------	--	----------------------

障害者 手帳等 の内容	住所 水戸市笠原町978-6	生年月日 明大 38年12月23日 昭平
	氏名 フリガナ イバラキ ハナコ 茨城 花子	交付年月日 昭平 20年3月21日
	① 身体障害者手帳 番号 第茨城第 1234号	障害名 じん臓機能障害
	2 戦傷病者手帳 番号 第 号	
3 療育手帳 番号 第 号		
4 精神障害者保健福祉手帳 番号 第 号	等級 1 級 (総合等級) 1 級	

運転する者	住所 水戸市笠原町978-6	番 号 第1234 5678 9012号
	氏名 フリガナ イバラキ タロウ 茨城 太郎	交付年月日 平 22年6月22日
	障害者との関係 夫	有効期限 平 27年7月12日
		免許の種類 中型 その他 ()
		免許の条件

減免開始年度	自動車税		自動車取得税	
	当年度	1 普通徴収 納税通知番号	登録(届出)年月日	年 月 日
翌年度	2 証紙徴収 税 額	円	取 得 価 額	円

還付が必要な方(納付済の方)

申請前に、納付済の方は還付手続きを行いますので、

納税義務者ご本人の預金口座を記入してください。

金融機関	東洋第一(銀行)金庫・組合
支店名	本 所
預金種別	普通 当座
口座番号	1234567
口座名義	イバラキ タロウ 茨城 太郎

確認書類チェック欄(審査時にレ点を付けること)

区分	障害手帳	運転免許	納税通知書 受領済	生計同一	その他
本人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
家族	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	□一時帰宅等
介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	□常時介護
生計を一にする					
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 同一住所のもの		<input type="checkbox"/> 障害者		
<input type="checkbox"/> 扶養関係	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 移住者等		<input type="checkbox"/> 施設入所時の申込書等 (県民徴収票、発給申告の写しなど)	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (3親等以内)	<input type="checkbox"/> 生計同一確認書(半径2km以内)		※同一大卒外の場合のみ	

このような場合はご連絡ください。

以下の事項に該当になった場合には、すみやかに県税事務所へご連絡ください。

- 減免を受けている自動車を買換えることにした。
- 納税義務者や障害者、運転者の方の住所が変更となった。
- 納税義務者や障害者、運転者の方が亡くなった。
- 障害者の方が施設へ入所した。
- 障害等級が変更になった。(等級が1級から2級に変わったなど)
- 運転者が変わった。



納税証明書(継続検査用)について

車検(継続検査)に必要な納税証明書は、県税事務所へ申請してください。申請に必要なものは、以下のとおりです(手数料は無料です)。

県税事務所へ行く場合(のうちどちらか一つが必要)

- 車検証(写し可)
 - 納税義務者の身分を証明するもの(運転免許証など)
- 県内全ての県税事務所(支所を含む。)で申請できます。



郵送で受け取る場合(は全て必要)

- 車検証の写し
 - 返信用封筒(返送先の住所、氏名を記入してください)
 - 80円切手(返信用封筒に貼付してください)
- 県内全ての県税事務所(支所を含む。)で申請できます。
封筒に「納税証明書希望」と記載してください。




よくあるお問い合わせ



- Q. 障害者本人は申請に行くことができませんが、代理人でも申請はできますか？
A. **代理人でも減免申請できます。**
障害者手帳や運転免許証など必要なものを用意し、申請してください。なお、委任状は不要です。
- Q. 車検(継続検査)を受けるために納税証明書が必要なのですが、発行してもらえますか？
A. 納税証明書(継続検査用)は、県税事務所が発行しています。**来所又は郵送で申請してください。**
詳しくは、上記の「納税証明書(継続検査用)について」をご覧ください。
- Q. 納税通知書が届かないのですが、どうしたらよいですか？
A. **減免を受けている自動車については、納税通知書を発送しませんのでご了承ください。**
これから減免申請しようとする方で、納税通知書が届かない場合には、下記の県税事務所へお問い合わせください。
- Q. 5月に車を譲り受けて、前の所有者から納税通知書を受け取りました。減免申請はできますか？
A. 4月1日現在で車を所有する方(納税義務者)でないと減免対象とはなりません。年度途中に名義変更されても納税義務者は変わりません。ただし、**翌年度以降の自動車税を対象とした減免申請はできません。**
- Q. 茨城県外に住所を変更しましたが、引き続き減免されますか？
A. 茨城県外に転居された場合、**減免が解除**となります。
車検証やナンバープレートの変更手続をしたうえで、変更後の住所の都道府県窓口で減免申請をする必要があります。

お問い合わせ先



5月は電話が大変混み合い、つながりにくいことがあります。

受付時間8:30-17:15	電話	住所	管轄区域	
自動車税	水戸県税事務所	029-221-6768	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1(水戸合同庁舎1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
	常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
	行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6(行方合同庁舎1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
	土浦県税事務所	029-822-7208	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎分庁舎1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二木成615(筑西合同庁舎1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	
自動車取得税	水戸県税事務所 自動車税分室	029-247-1297	〒310-0844 水戸市住吉町292-10(ナンバーセンター水戸2階)	水戸・常陸太田・行方県税事務所の管轄区域(水戸ナンバー)
	土浦県税事務所 自動車税分室	029-842-7812	〒300-0847 土浦市卸町2-1-5(ナンバーセンター土浦2階)	土浦・筑西県税事務所の管轄区域(土浦・つくばナンバー)

上表の他に、以下の支所でも、減免申請の受付、納税証明書の発行を行っています。

- 常陸太田県税事務所 高萩支所(TEL 0293-22-2019) 〒318-0031 高萩市春日町3-1
- 土浦県税事務所 稲敷支所(TEL 029-892-6111) 〒300-0593 稲敷市江戸崎甲541
- 筑西県税事務所 境支所(TEL 0280-87-1120) 〒306-0404 猿島郡境町長井戸320

